

石川県公報

令和 6 年 2 月 22 日 (木曜日)

号 外

(第 8 号)

目 次

人事委員会 ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 1
--	-----------------------------

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十二日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表知事の事務部局の部本庁の項中 「庄勢課長
課長」 を 「庄勢課長
商工労働部課長」 に改める。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

課 長	三種
企画振興部課長	
出納室次長	

を

「課 長
企画振興部課長
商工労働部課長
出納室次長」
三種 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二及び別表第十の規定は、令和六年一月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十二日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和三十九年石川県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「企画振興部課長」の下に「商工労働部課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、令和六年一月一日から適用する。

